平成 26 年 5 月 14 日

各　位

会 社 名　三 信 電 気 株 式 会 社
代表者名　取締役社長　松 永 光 正
（コード番号：8150　東証第一部）
問合せ先 取締役　　西 尾　圭 司
（TEL　03－3453－5111）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 20 日開催予定の第 63 期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

(1) 株主総会の招集権者および議長を取締役社長から代表取締役に変更するための所要の変更を行うものであります。
・変更案第14条

(2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、条文を新設するものであります。なお、定款第24条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
・変更案第24条および第30条

(3) 上記変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（招集権者および議長） 第14条　株主総会は取締役会の決議にもとづき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定める他の取締役がこれに当たる。	（招集権者および議長） 第14条　株主総会は取締役会の決議にもとづき、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会において予め定められた順位により、先順位の代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定める他の取締役がこれに当たる。
第15条～第23条　＜条文省略＞	第15条～第23条　＜現行通り＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
＜新設＞	（取締役の責任免除） 第24条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第24条～第28条　＜条文省略＞	第25条～第29条　＜現行通り＞
＜新設＞	（監査役の責任免除） 第30条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第29条～第32条　＜条文省略＞	第31条～第34条　＜現行通り＞

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成26年6月20日
定款変更の効力発生日　　平成26年6月20日

以上